政策・方針決定過程への 女性の参画



第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

- ●国会議員に占める女性の割合は、平成26年12月末現在、衆議院9.5%、参議院15.7%。
- ●国家公務員の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上,本省課室長相当職以上,指定職に 占める女性の割合は, 平成26年では5.6%, 3.3%, 2.8%であり, 増加幅は近年拡大。 なお、27年度の採用者に占める女性の割合は、全体では31.5%、総合職試験等事務系区 分は36.6%。
- 国の審議会等における女性委員の割合は、平成26年では35.4%と、調査開始以来最高。 女性の専門委員等の割合は22.4%。

第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

- ●平成26年12月末現在の地方議会における女性議員の割合は、特別区議会が最も高く 26.2%、政令指定都市の市議会は16.6%、市議会全体は13.2%。全ての都道府県議会に 女性議員がいる一方、4割近い町村議会ではいまだに女性議員がゼロとなっている。
- ●地方公務員管理職(本庁課長相当職以上)に占める女性の割合は増加傾向にあるがなお低 く, 平成26年では都道府県7.2%, 政令指定都市11.8%, 市区13.1%, 町村12.9%。
- ●地方公共団体の審議会等における女性委員の割合は増加傾向にあり、平成26年は都道府 県30.3%, 政令指定都市30.9%, 市区町村25.2%。

第3節 様々な分野における女性の参画

- ●司法分野における女性割合は着実に増加。平成26年では裁判官18.7%, 検察官15.8%, 弁護士18.1%。
- 平成26年度の新聞・通信社等、日本放送協会の女性従業員割合は、それぞれ15.8%。 15.2%と増加傾向。
- 2014 (平成26) 年の我が国のジェンダー・ギャップ指数 (GGI) は142か国中104位。 2013 (平成25) 年のジェンダー不平等指数 (GII) は149か国中25位。

第1節

国の政策・方針決定過程 への女性の参画

(国会議員に占める女性割合)

内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調 べ により、国会議員に占める女性割合につ いて、その推移を見ると、衆議院総選挙当選 者においては、戦後の一時期を除いて、1~

2%台で推移していた。その後、平成8年(第 41回選挙) に小選挙区比例代表並立制が導入 されて以降増加したが、衆議院の女性議員割 合は26年12月末現在9.5%(45人)であり、 国際比較すると、190か国中153位(27年1月 現在)となっている。

また,参議院においては,昭和22年4月(第 1回選挙)の4.0%(10人)からおおむね増 加傾向にあるが、平成26年12月末現在では 15.7%(38人)と前年から減少している。

(候補者, 当選者に占める女性割合)

衆議院議員総選挙における候補者及び当選者に占める女性割合について見ると、昭和61年以降、増加傾向にある。平成26年12月執行の総選挙では、候補者に占める女性割合は16.6%と前回総選挙(24年12月執行)と比べ1.6%ポイント増加、当選者に占める女性割合も9.5%と同1.6%ポイント増加し、いずれも21年8月執行の総選挙に次いで過去2番目に高い割合となった(I-1-1図)。

また,参議院議員通常選挙においても,候補者及び当選者に占める女性割合は,昭和50年代後半以降増加傾向にある。平成25年7月執行の通常選挙では,候補者に占める女性割合は24.2%と,前回選挙(22年7月執行)か

ら1.3%ポイント増加した。また、当選者に占める女性割合は18.2%となり、前回選挙から4.2%ポイント増加した(I-1-2図)。

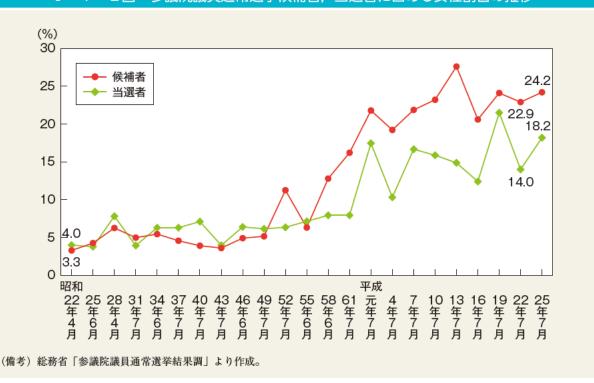
(国家公務員採用者に占める女性割合)

平成27年度は、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を30%以上にするとともに、そのうち総合職試験の事務系区分の採用者に占める女性の割合についても30%以上を確実に達成することを政府目標として掲げたところ、同年度の国家公務員採用試験全体からの採用者に占める女性の割合は31.5%となっている。また、総合職試験等(国家公務員採用総合職をいう。)からの採用者に占める女性の割合は34.3%で、このうち事務系区分については、女性の割合が36.6%となっている(I-1-3,4図)。



37

I-1-2図 参議院議員通常選挙候補者, 当選者に占める女性割合の推移

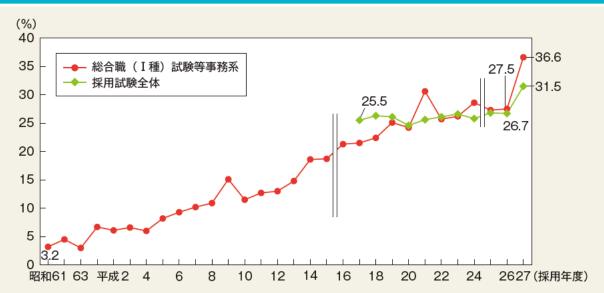


I-1-3図 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 平成15年以前は、人事院資料より作成。国家公務員採用Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ種試験に合格して採用されたもの(独立行政法人に採用されたものを含む。)のうち、防衛省又は国会に採用されたものを除いた数の割合。
 - 2. 平成16年度から24年度は、総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、25年度は総務省・人事院、26年度は内閣官房内閣人事局・人事院、27年度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」により作成。
 - 3. I種とは「国家公務員採用 I 種試験」、Ⅱ種とは「国家公務員採用 II 種試験」、Ⅲ種とは「国家公務員採用 II 種試験」、「I 種等」とは、国家公務員採用 II 種試験及び防衛省職員採用 II 種試験その他 II 種試験に準ずる試験、「Ⅲ種等」とは、国家公務員採用 II 種試験及び防衛省職員採用 II 種試験その他 II 種試験に準ずる試験、「Ⅲ種等」とは、国家公務員採用 III 種試験及び防衛省職員採用 II 種試験並びに国家公務員中途採用者選考試験をいう。
 - 4. 「総合職等」とは国家公務員採用総合職試験(院卒者試験,大卒程度試験)及び国家公務員採用 I 種試験並びに防 衛省職員採用 I 種試験,「一般職」とは国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験,高卒者試験)をいう。

I-1-4図 国家公務員採用試験全体及び総合職 (I種) 試験等事務系区分の採用者に占める女性割合の推移



(備考) 1. 平成15年度以前は人事院資料より作成。国家公務員採用 I 種試験の事務系区分に合格して採用されたもの(独立行政法人に採用されたものを含む。) のうち、防衛省又は国会に採用されたものを除いた教の割合。

人に採用されたものを含む。)のうち、防衛省又は国会に採用されたものを除いた数の割合。 2. 平成16年度から24年度は、総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用状況等のフォローアップの実施結果」、25年度は総務省・人事院、26年度は内閣官房内閣人事局・人事院、27年度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」より作成。

(参考: 府省等別の女性国家公務員の採用状況(平成27年4月1日付))

(25 · Ni li till) O'S ELLEN ATTIS (VI								総合職					
						合 計					う	ち事務系区	分
					総数 (人)	うち 女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	うち 女性 (人)	女性の 割合 (%)	総数 (人)	うち 女性 (人)	女性の 割合 (%)
内	閣		官	房	5	3	60.0				_		
内	閣	法	制	局	_	_					_		
内		閣		府	41	16	39.0	12	5	41.7	11	4	36.4
宮		内		庁	12	5	41.7	_	_	_	_	_	_
-,	正取	引	委員		27	11	40.7	6	2	33.3	6	2	33.3
国家			会(警察		179	47	26.3	29	11	37.9	19	6	31.6
特定	個人性		呆護委		3	2	66.7	_				_	
金		融		庁	33	14	42.4	8	2	25.0	6	2	33.3
消	費		者	庁	10	5	50.0	4	2	50.0	4	2	50.0
総		務		省	142	54	38.0	47	14	29.8	36	11	30.6
法		務		省	647	229	35.4	35	21	60.0	22	12	54.5
外		務		省	122	49	40.2	26	8	30.8	25	7	28.0
財		務		省	2,167	696	32.1	56	22	39.3	47	17	36.2
文	部	科	学	省	62	27	43.5	41	17	41.5	20	9	45.0
厚	生	労	働	省	721	227	31.5	52	18	34.6	35	13	37.1
農	林	水	産	省	288	101	35.1	74	27	36.5	18	7	38.9
経	済	産	業	省	196	67	34.2	77	22	28.6	26	8	30.8
国	<u>±</u>	交	通	省	1,335	355	26.6	122	32	26.2	29	11	37.9
環		境		省	77	25	32.5	35	16	45.7	12	4	33.3
防		衛		省	304	66	21.7	27	4	14.8	11	4	36.4
人		事		院	17	6	35.3	6	2	33.3	5	2	40.0
会	計	検	査	院	24	12	50.0	5	2	40.0	4	2	50.0
	合		計		6,412	2,017	31.5	662	227	34.3	336	123	36.6

⁽備考) 1. 内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」(平成27年4月) より作成。

^{2.} 平成27年4月1日付採用者の値。なお、府省等によっては、上記以外にも26年度における採用試験実施後、27年3月31日までに採用を実施している場合がある。

^{3. 「}総合職」とは、国家公務員採用総合職試験(院卒者試験、大卒程度試験)をいう。うち、「事務系区分」とは、 院卒者(行政区分及び法務区分)、大卒程度(政治・国際区分、法律区分、経済区分及び教養区分)をいう。

(女性国家公務員の登用状況)

国家公務員在職者に占める女性割合については,第3次男女共同参画基本計画において, 平成27年度末までに地方機関課長・本省課長 補佐相当職以上は10%程度,本省課室長相当 職以上は5%程度,指定職相当は3%程度を 目標としている。

地方機関課長・本省課長補佐相当職以上(行政職俸給表(一)5級相当職以上)に占める

女性の割合は、平成26年1月時点で5.6%、 本省課室長相当職以上(行政職俸給表(一) 7級相当職以上)に占める女性の割合は同年 9月時点で3.3%、指定職に占める女性の割 合は同年9月時点で2.8%となっており、そ の増加幅は近年拡大している。しかし、依然 として目標(10%程度、5%、3%程度)と のかい離が見られ、上位の職への女性の登用 が課題となっている(I-1-5図)。





- 国の地方機関課長·本省課長補佐相当職以上 → 本省課室長相当職以上 - 指定職

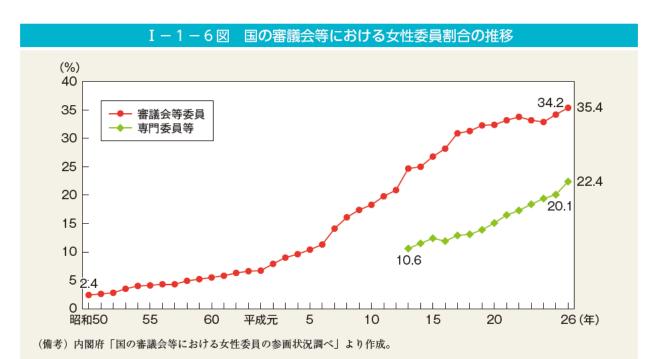
(参考: 平成26年度府省別本省課室長相当職以上及び本省課長補佐・地方機関の課長級相当職以上における女性の登用状況)

			- 1	果室長相当職 成26年9月:	.,	国の地方機関課長・ 本省課長補佐相当職以上 (平成26年1月現在)		
			総数	うち女性	女性割合	総数	うち女性	女性割合
			(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(%)
内		房	184	8	4.3	324	21	6.5
内		局	29	0	0.0	43	5	11.6
内		府	291	18	6.2	839	76	9.1
宮		庁	51	1	2.0	141	5	3.5
	正取引委員	_	73	3	4.1	201	14	7.0
国	家公安委員	숲	263	0	0.0	866	9	1.0
<u> </u>	(警察庁)		(411)	(3)	(0.7)	(2,337)	(37)	(1.6)
	個人情報保護委員		5	1	20.0	2	0	0.0
金	14-1	庁	145	3	2.1	556	33	5.9
消		庁	31	6	19.4	87	14	16.1
復		庁	29	2	6.9	69	4	5.8
総	務	省	586	7	1.2	1,920	102	5.3
法	務	省	434	33	7.6	3,017	232	7.7
7.4	177		(1,061)	(63)	(5.9)	(6,156)	(404)	(6.6)
外	務	省	704	34	4.8	2,473	309	12.5
財	務	省	925	21	2.3	4,985	268	5.4
743		_	(2,965)	(74)	(2.5)	(32,857)	(2,757)	(8.4)
文	部科学	省	374	37	9.9	840	89	10.6
厚	生労働	省	840	60	7.1	7,052	672	9.5
農	林水産	省	920	17	1.8	6,730	216	3.2
経	済 産 業	省	648	21	3.2	2,587	276	10.7
国	土交通	省	2,259	25	1.1	11,753	200	1.7
	工义地		(2,883)	(26)	(0.9)	(13,625)	(209)	(1.5)
環	境	省	236	10	4.2	905	49	5.4
防	衛	省	521	6	1.2	3,147	72	2.3
人	事	院	97	12	12.4	278	50	18.0
会	計 検 査	院	194	1	0.5	577	32	5.5
	合 計		9,839	326	3.3	49,392	2,748	5.6

- (備考) 1. 内閣官房内閣人事局・人事院「女性 国家公務員の登用状況及び国家公務 員の育児休業の取得状況のフォロー アップ」(平成26年12月)より作成。
 - 2. 「本省課室長相当職以上」とは、一 般職の職員の給与に関する法律(昭 和25年法律第95号。以下「一般職給 与法」という。)の行政職俸給表(一) 7級相当職以上の職員をいう。
 - 3. 「国の地方機関課長・本省課長補佐相 当職以上」とは、一般職給与法の行政 職俸給表(一)5級相当職以上の職員 をいう。
 - 4. 一般職給与法の行政職俸給表(一) 及び指定職俸給表の適用を受ける職 員並びに防衛省の職員の給与等に関 する法律(昭和27年法律第266号) に基づき一般職給与法の行政職俸給 表(一)及び指定職俸給表に定め 額の俸給が支給される防衛省の職員 が対象。ただし、国と民間企業との 間の人事交流に関する法律(平成11 年法律第224号)に基づく交流派遣 職員を除く。
 - 5. 国家公安委員会(警察庁)の() 内は、一般職給与法の公安職俸給表 (一)が適用される職員(地方警務官 を除く。)を含んだ数値。
 - 6. 法務省の() 内は、一般職給与法の 公安職俸給表(一) 及び公安職俸給 表(二) が適用される職員を含んだ 数値。
 - 7. 財務省の()内は,一般職給与法 の税務職俸給表が適用される職員 (国税庁に在職)を含んだ数値。
 - 8. 国土交通省の() 内は, 一般職給 与法の公安職俸給表(二)が適用さ れる職員(海上保安庁に在職)を含 んだ数値。

(国の審議会等における女性委員の割合)

国の審議会等における女性委員の割合は, 平成26年9月30日現在,35.4%となり,調査 開始以来最高値となった。また,専門委員等 (委員とは別に,専門又は特別の事項を調査



(参考:府省別一覧(平成26年9月30日現在))

府省名		審議	会数	委 員 数					
		総数	女性含む	総数 (人)	女性 (人)	男性(人)	女性の 割 合 (%)	男性の 割 合 (%)	
内	閣府	20	20	260	97	163	37.3	62.7	
金	融广	6	6	65	22	43	33.8	66.2	
消費	者 庁	2	2	27	13	14	48.1	51.9	
総	務省	11	11	123	45	78	36.6	63.4	
法	務省	6	5	62	17	45	27.4	72.6	
外	務省	2	2	20	8	12	40.0	60.0	
財	務省	5	5	113	39	74	34.5	65.5	
文 部	科学省	9	9	222	78	144	35.1	64.9	
厚生	労 働 省	14	14	303	104	199	34.3	65.7	
農林	水産省	8	8	163	64	99	39.3	60.7	
経済	産業省	11	11	151	52	99	34.4	65.6	
国土:	交 通 省	12	12	205	72	133	35.1	64.9	
環 :	境 省	9	8	100	31	69	31.0	69.0	
防	衛省	5	5	40	14	26	35.0	65.0	
合	計	120	118	1,854	656	1,198	35.4	64.6	

第2節

地方公共団体の 政策・方針決定過程への 女性の参画

(都市部で高い地方議会における女性議員の 割合)

都道府県議会,市議会,町村議会及び特別 区議会の女性議員の割合を見ると,平成26年 12月末現在,女性議員の割合が最も高い特別 区議会で26.2%,政令指定都市の市議会は 16.6%,市議会全体は13.2%,都道府県議会 及び町村議会は8.9%となっており,都市部 で高く郡部で低い傾向にある(I-1-7図)。

なお、平成26年12月末現在、全ての都道府 県議会に女性議員がいる一方、4割近い町村 議会ではいまだに女性議員がゼロとなっている。

(地方公務員採用試験合格者に占める女性割合)

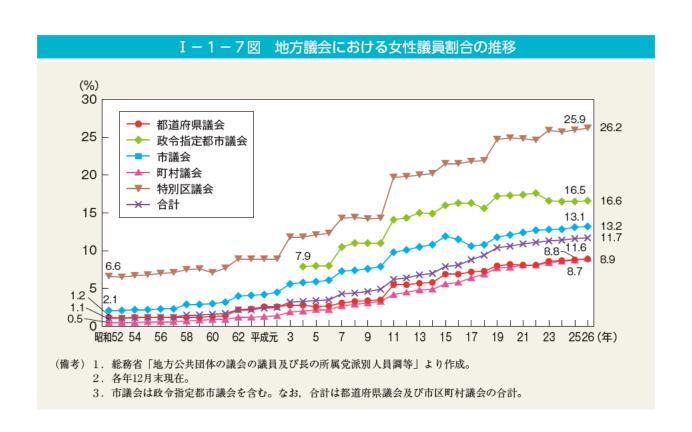
平成25年度の地方公務員採用試験合格者に 占める女性割合は、都道府県採用試験で 27.8%、市区採用試験で45.5%となっており、 都道府県より市区で高くなっている。長期的 な推移を見ると、7年度以降は、都道府県がおおむね $2\sim3$ 割、市区が5割前後で推移している (I-1-8図)。

(地方公務員管理職に占める女性割合)

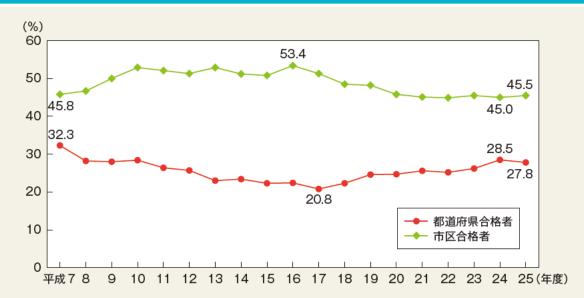
地方公務員管理職に占める女性割合は増加傾向にあるがなお低く、平成26年は、都道府県で7.2%、政令指定都市で11.8%、市区で13.1%、町村で12.9%となっている(I-1-9図)。また、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成26年度)によると、女性の登用を促進するために管理職登用目標の設定を行っているのは、都道府県・政令指定都市で67団体中40団体となっている。

(地方公共団体の審議会等における女性委員の割合)

地方公共団体の審議会等の女性委員の割合は増加傾向にある。平成26年では、審議会等における女性委員割合は、都道府県で30.3%、政令指定都市で30.9%、市区町村で25.2%となっている(I-1-10図)。

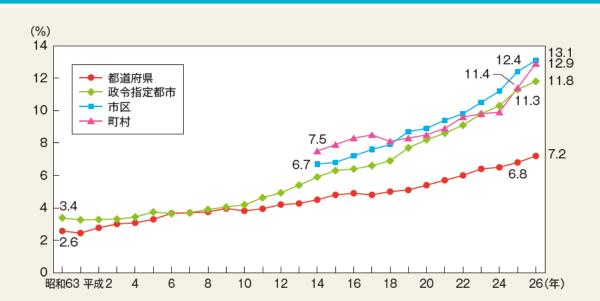


I-1-8図 地方公務員採用試験合格者に占める女性割合の推移



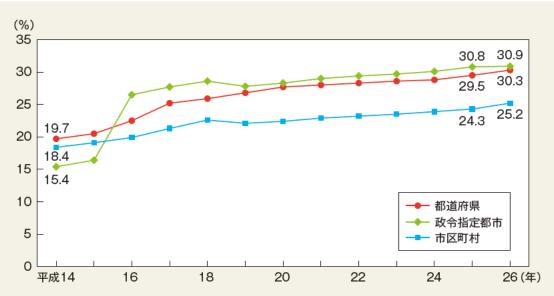
- (備考) 1. 総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」より作成。
 - 2. 女性合格者, 男性合格者のほか, 申込書に性別記入欄を設けていない試験があることから性別不明の合格者が存在 する。
 - 3. 平成22年度は、東日本大震災の影響により調査が困難となった2団体(岩手県の1市1町)を除いて集計している。

I-1-9図 地方公務員管理職に占める女性割合の推移



- (備考) 1. 平成5年までは厚生労働省資料(各年6月1日現在),6年からは内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。15年までは各年3月31日現在,16年以降は原則として各年4月1日現在。
 - 2. 東日本大震災の影響により、平成23年の数値には、岩手県の一部(花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町)、宮城県の一部(女川町、南三陸町)、福島県の一部(南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村)が、24年の数値には、福島県の一部(川内村、葛尾村、飯館村)がそれぞれ含まれていない。
 - 3. 平成15年までは都道府県によっては警察本部を含めていない。
 - 4. 市区には、政令指定都市を含む。
 - 5. 本調査における管理職とは、本庁の課長相当職以上に該当する役職を指す。ただし、平成25年以降、地方公共団体の管理職を「管理職手当を支給されている職員(管理又は監督の地位にある職員)のうち条例等で指定する役職」と定義して調査している。

Ⅰ-1-10図 地方公共団体の審議会等における女性委員割合の推移



(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。平成15年までは各年3月31日現在。16年以降は原則として各年4月1日現在。

- 2. 東日本大震災の影響により、平成23年の数値には、岩手県の一部(花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町)、宮城県の一部(女川町、南三陸町)、福島県の一部(南相馬市、下郷町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村)が、24年の数値には、福島県の一部(川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、飯館村)が、25年の数値には、福島県の一部(浪江町)が、それぞれ含まれていない。
- 3. 都道府県及び政令指定都市については、「法律又は政令により置かなければならない審議会等における女性の審議会等委員数」/「審議会等委員の総数」×100により算出。市区町村については、「法律、政令及び条例により設置された審議会等における女性の審議会等委員数」/「審議会等委員の総数」×100により算出。
- 4. 調査の対象となっている審議会は、法律又は政令及び条例により設置された審議会等のうち、内閣府が把握したもの。
- 5. 市区町村には、政令指定都市を含む。

第3節

様々な分野における 女性の参画

(着実に増加する司法分野における女性割合)

内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成26年度)によると、裁判官に占める女性の割合は、女性の新任判事補採用者数の増加に伴い着実に増加しており、平成26年は18.7%となっている。なお、27年4月1日現在、女性3人が最高裁判所の裁判官に任命されている。

検察官,弁護士についても,平成26年の女性の割合がそれぞれ15.8%,18.1%となっており,着実に増加している。

司法試験合格者に占める女性割合は、平成4年以降はおおむね $2\sim3$ 割で推移しており、26年は22.5%と前年に引き続き減少となった(I-1-11図)。なお、法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院である法科

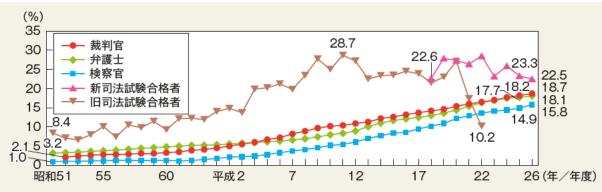
大学院では、女子学生が約3割を占めている ことから(第6章第1節参照)、今後の司法 分野での女性の参画拡大が期待される。

(農山漁村における政策・方針決定過程への 女性の参画)

農林水産業に従事する女性は、産業の重要な担い手として、地域社会の活性化に大きく 貢献している。

農業委員会の委員や、農業協同組合及び沿海地区出資漁業協同組合の役員に占める女性の割合は、徐々に増加している。平成26年度(速報値)において女性委員のいない農業委員会数は529(全農業委員会の31.0%)、女性役員のいない農業協同組合数は159(全農業協同組合の22.7%)となっている(I-1-12図)。

Ⅰ-1-11図 司法分野における女性割合の推移



- (備考) 1. 裁判官については最高裁判所資料より作成。
 - 2. 弁護士については日本弁護士連合会事務局資料より作成。
 - 3. 検察官、司法試験合格者については法務省資料より作成。
 - 4. 司法試験合格者は各年度の値。その他は各年の値。

Ⅰ-1-12図 農業委員会,農協,漁協への女性の参画状況の推移







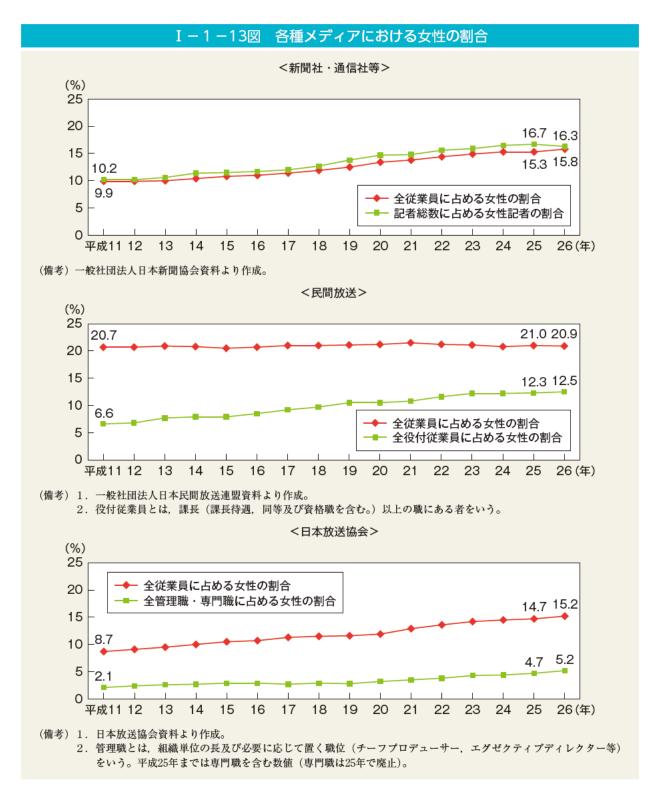
- (備考) 1. 農林水産省資料より作成。ただし、女性役員のいない農業協同組合数の平成26年度値はJA全中調べによる。
 - 2. 農業委員とは、市町村の独立行政委員会である農業委員会の委員であり、選挙による委員と選任による委員からなる。 農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の利用集積、耕作放棄地 の解消等の業務を行っている。
 - 3. 農業委員については、各年10月1日現在 (平成26年度は速報値)。ただし、昭和60年は8月1日現在。
 - 4. 女性委員のいない農業委員会数は平成20年度からの調査。
 - 5. 農業協同組合については、各事業年度末(農業協同組合により4月末~3月末)現在。
 - 6. 漁業協同組合については、各事業年度末(漁業協同組合により4月末~3月末)現在。
 - 7. 漁業協同組合は、沿海地区出資漁業協同組合の数値。

(メディアにおける女性の参画)

新聞や放送等のメディア分野における女性の 参画は、提供する情報の内容が偏ることを防止 したり、性・暴力表現に関する有効な対策等、 メディアが自主的に女性や子供の人権に配慮し た表現を行うなどの取組を進めていく上で重要 な役割を果たすものと期待されている。

新聞及び放送業界における女性の参画状況

について見ると、新聞・通信社等及び日本放送協会の全従業員に占める女性の割合、新聞・通信社等の女性記者の割合、民間放送及び日本放送協会の女性管理職の割合は、おおむね増加傾向にある。平成26年における全従業員に占める女性の割合は、それぞれ、新聞・通信社等は15.8%、民間放送は20.9%、日本放送協会は15.2%となっている(I-1-13図)。



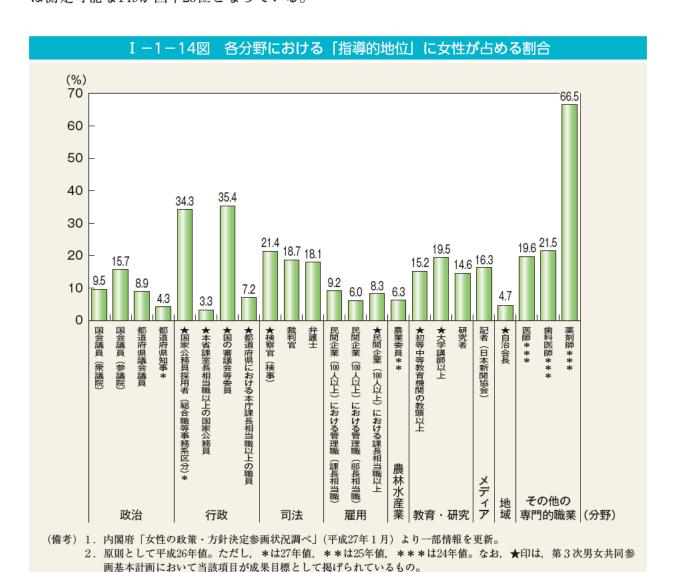
(国際的に見て低い水準にある我が国の状況)

以上のとおり、政策・方針決定過程において「指導的地位²³」に占める女性の割合は緩やかに増加しており、その水準は依然として低いものの、政府が定める「2020年30%の目標」を達成している分野も出てきている(I-1-14図)。

国際的には、2014(平成26)年に国連開発計画(UNDP)が発表した「人間開発報告書」によると、我が国は、人間開発指数(HDI)が測定可能な187の国と地域中17位であり、ジェンダー不平等指数(GII)は測定可能な149か国中25位となっている。

一方,世界経済フォーラムが2014 (平成26) 年に発表したジェンダー・ギャップ指数 (GGI)は、測定可能な142か国中104位と なっている。

GGIの順位はHDIやGIIの順位と比べて著しく低くなっており、我が国は、人間開発の達成度では実績を上げているが、政治・経済活動や意思決定に参加する機会においては、諸外国と比べて男女間の格差が大きいと考えられる(I-1-15表)。



³ 「指導的地位」の定義:①議会議員,②法人・団体等における課長相当職以上の者,③専門的・技術的な職業のうち特に専門性

が高い職業に従事する者とするのが適当 (男女共同参画会議決定 (平成19年2月14日))。

I-1-15表 HDI, GII, GGIにおける日本の順位

- ① HDI 2013 (平成25) 年 (人問閚発指数)
- ② GII 2013 (平成25) 年 (ジェンダー不平等指数)
- ③ GG I 2014 (平成26) 年 (ジェンダー・ギャップ指数)

(人間開発指数)							
順位	国 名	HDI値					
1	ノルウェー	0.944					
2	オーストラリア	0.933					
3	スイス	0.917					
4	オランダ	0.915					
5	アメリカ合衆国	0.914					
6	ドイツ	0.911					
7	ニュージーランド	0.910					
8	カナダ	0.902					
9	シンガポール	0.901					
10	デンマーク	0.900					
11	アイルランド	0.899					
12	スウェーデン	0.898					
13	アイスランド	0.895					
14	イギリス	0.892					
15	香港	0.891					
15	韓国	0.891					
17	日本	0.890					
18	リヒテンシュタイン	0.889					
19	イスラエル	0.888					
20	フランス	0.884					
21	オーストリア	0.881					
21	ベルギー	0.881					
21	ルクセンブルク	0.881					
24	フィンランド	0.879					
25	スロベニア	0.874					
26	イタリア	0.872					
27	スペイン	0.869					
28	チェコ共和国	0.861					
29	ギリシャ	0.853					
33	エストニア	0.840					
35	ポーランド	0.834					
37	スロバキア	0.830					
41	チリ	0.822					
41	ポルトガル	0.822					
43	ハンガリー	0.818					
69	トルコ	0.759					
71	メキシコ	0.756					

順位		GII値
1	スロベニア	0.021
2	スイス	0.030
3	ドイツ	0.046
4	スウェーデン	0.054
5	デンマーク	0.056
5	オーストリア	0.056
7	オランダ	0.057
8	イタリア	0.067
9	ノルウェー	0.068
9	ベルギー	0.068
11	フィンランド	0.075
12	フランス	0.080
13	チェコ共和国	0.087
14	アイスランド	0.088
15	シンガポール	0.090
16	スペイン	0.100
17	韓国	0.101
17	イスラエル	0.101
19	オーストラリア	0.113
20	アイルランド	0.115
21	ポルトガル	0.116
23	カナダ	0.136
25	日本	0.138
26	ポーランド	0.139
27	ギリシャ	0.146
29	ルクセンブルク	0.154
29	エストニア	0.154
32	スロバキア	0.164
34	ニュージーランド	0.185
35	イギリス	0.193
45	ハンガリー	0.247
47	アメリカ合衆国	0.262
68	チリ	0.355
69	トルコ	0.360
73	メキシコ	0.376

(ジェンター・ギャッフ指数)							
順位	国 名	GGI値					
1	アイスランド	0.859					
2	フィンランド	0.845					
3	ノルウェー	0.837					
4	スウェーデン	0.817					
5	デンマーク	0.803					
6	ニカラグア	0.789					
7	ルワンダ	0.785					
8	アイルランド	0.785					
9	フィリピン	0.781					
10	ベルギー	0.781					
11	スイス	0.780					
12	ドイツ	0.778					
13	ニュージーランド	0.777					
14	オランダ	0.773					
15	ラトビア	0.769					
16	フランス	0.759					
17	ブルンジ	0.757					
18	南アフリカ	0.753					
19	カナダ	0.746					
20	アメリカ合衆国	0.746					
23	スロベニア	0.744					
24	オーストラリア	0.741					
26	イギリス	0.738					
28	ルクセンブルク	0.733					
29	スペイン	0.733					
36	オーストリア	0.727					
39	ポルトガル	0.724					
57	ポーランド	0.705					
62	エストニア	0.702					
65	イスラエル	0.701					
66	チリ	0.698					
69	イタリア	0.697					
80	メキシコ	0.690					
90	スロバキア共和国	0.681					
91	ギリシャ	0.678					
93	ハンガリー	0.676					
96	チェコ共和国	0.674					
104	日本	0.658					
117	韓国	0.640					
126	トルコ	0.618					

- (備考)1.HDI及びGIIは国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2014」,GGIは世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2014」より作成。
 - 2. 測定可能な国数は、HDIは187の国と地域、GIIは149か国、GGIは142か国。そのうち、上位20か国及び OECD加盟国 (34か国) を抽出。

(注)

HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画(UNDP)による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識(平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出している。

GII ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)

国連開発計画(UNDP)による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によって どの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【保健分野】・妊産婦死亡率 ・15~19歳の女性1,000人当たりの出生数

【エンパワーメント】・国会議員女性割合 ・中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別) 【労働市場】・労働力率(男女別)

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、 教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を 意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値

・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率

【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各在学率

【保健分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命

【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率 ・最近50年の国家元首の在任年数